

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（10）

2. 日時：令和5年9月5日（火）15時30分～17時15分

3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、島村主任安全審査官、中澤安全審査官、
澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部 次長 他8名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 技術副主幹 他2名

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 環境技術開発センター

環境保全部 減容処理施設準備室 室長

廃棄物管理課 課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

資料1：別表2において◎又は★としている設備（条文ごとの整理）（処理場-227-1）

資料2：想定される自然現象及び人為による事象に係る整理（処理場-227-2）

資料3：令和5年7月4日の第2回審査会合におけるご質問（圧力逃し機構の申請の経緯）について

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、では今から厳格県営杉町に関するヒアリングを行います。
0:00:07	今回のまず最初の議題ですけれども、
0:00:12	いわゆる受注 0 機構につきまして、過去の施設工認へ申請がなされて、
0:00:22	ということで、この箱の、
0:00:27	資料提出いただきましたので、住友側から、条文形です。
0:00:36	概要のご説明をお願いいたします。
0:00:41	はい。それではお願いいたします。
0:00:45	こちら元消化研究所、放射性廃棄物処理場バックエンド技術部の北原です。 それでは今から画面の方を共有させていただきます。
0:01:00	こちら画面の方見えておりますでしょうか。はい。駄目音声とともに良好です。
0:01:07	はい。それではこちらの資料処理上、227-1。こちら別表 2 において 100 またはホシとしている設備ということですね、こちらの規制庁さんの方からいただきましたこの表のフォーマットの方ですね。
0:01:22	こちらについて既認可の申請書の記載内容の該当箇所を示したものとなっております。
0:01:30	こちらについての説明なんですけれどもこちらの技術基礎基準規則条項ごとに説明を区切った方がよろしいでしょうか。それではお願いいたします。はい。
0:01:43	それではまず初めにですね技術基準規則第 5 条ですね、こちらの地盤の条項になりますけれども。
0:01:52	こちらですね対象とする建屋 2 億つきましては、排水貯留ポンド後はですね保管廃棄施設がですね該当となっております。
0:02:02	排水貯留ポンドが一番上にありでありますけれども、こちらについて代表例として説明させていただきますと、まずはこちらについては既認可の設工認のですね認可日と文書番号案件がですね、こちらとなっております。
0:02:20	こちらについて説明している内容としましては地盤については強度計算を行っております、そこにおいてですね土地反力を考慮して、設計の方しております。
0:02:32	こちらについては前回藤するペイジーがですね、68 ページになるんですけれども。
0:02:40	すいません右下の方にですねページ番号の方示しておりますその中の 68 ページ目でございます。
0:02:49	こちらちょっと見づらいところではあるんですけれどもこの中で置換力のところがありまして、こちらですねマーカーでしているところにですね地震時の前置反力ということでこちら計算式の方を示してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:02	こちらにですね吹き出しの方で示させていただいておりますけれども、排水貯留ポンドにつきましてはですね、こちらですね徒歩隣にですね保管廃棄施設ポツLがございまして、こちらはですね同一敷地内で、
0:03:15	隣接しているということがありますので、般期ですね共用地耐力についてはですね、保管廃棄施設、ポツLの値、こちら 30トンパー平方メートル。
0:03:27	もう適用してございます。これに対して排水貯留ポンドのH反力についてはこちらが 0.91トンパー平方メートルであることから、十分な余裕があるということで説明の方、付け加えさせていただいております。
0:03:45	はい。ということですね。ちょっとここ隠す施設ごとのちょっと細かい説明は省略させていただきますけれども下の各ことに同じような内容となっておりますすべてですね、強度計算だったりあと構造計算書、
0:04:01	これらにおいてですね、地耐力を考慮して、設計しているというところはですね、こちら赤字で示しております。設、過去ですね施設工認申請書をですね、ページ番号に示させていただいているところとなっております。
0:04:18	以上簡単ではございますが第五条の説明は以上となります。
0:04:23	はい。規制庁渋谷です。どうもありがとうございました。
0:04:27	法令要求といたしましては、特殊県試験炉許可基準規則第 30 第 1 項の地震力が作用した場合においても、
0:04:40	当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものなければならないとなっておりますけども、
0:04:50	これらがすべて当該の実施力を含めた、力が向上されている。そういう理解で間違いないでしょうか。
0:05:13	という部分。
0:05:16	はいそうですねその通りでございましてそういった短期の地震力に耐える設計であるということを、いずれの建屋においても説明しているところでございます。
0:05:28	はい、ありがとうございます。規制と柴ですけども、特にの接続で説明している場合があると思うんですけども。
0:05:38	それは地耐力とか地反力とどういう関係にあるか、説明していただけますでしょうか。
0:07:49	はいすいませんとちょっと確認をしておりましたけれどもちょっと該当する。
0:07:55	ところちょっとページの方今進めさせていただきますけれども。
0:08:03	こちらですねと、廃棄物保管棟、ポツ 1 の申請書になりますけれども、こちらの杭の 1 本数の検討というところですね、杭材自体の許容支持力とあと、こちらですね地盤の許容支持力、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:20	あとですね例えば行政指導とかそういったことを複数のですねちょっと要素を考慮した上で保守場に丸めた値としてこちら本設計においては長期許容支持力として土肥。
0:08:32	一本当たり 130 トンとするといった形で地盤も含めたこちら考慮しているといった説明でございます。
0:08:45	この値と、
0:08:50	多分建物側の値を何か比べるんだと思いますけど、どうやって比べればいいんでしょう。
0:09:21	何人後ね、確認したらいいんですけど、やっぱりこれね、リスク出すけど、
0:09:29	Cクラス。
0:09:32	仲川Bクラスなるほど、199 の話なんですけど。
0:09:37	これはね、Sクラスだけなんです。
0:09:42	プロットして、
0:09:46	これでも、
0:09:47	うまくなんか知れてるんだったら、もういいよっていう考え方なんだと思う。
0:10:01	原子力機構ですけどもすいません回答が遅くなりましてちょっと
0:10:05	すいません。エビデンスこれが許容ちい 134%本ってなってますけども、これに対して今芝さんおっしゃられた通り、実際の建物の荷重等を考慮して軸にかかる軸力、そういったものを、
0:10:21	をですね評価している。
0:10:24	構造計算の図がありましてそちら中で、
0:10:29	細かくですね 1 本当たりの、
0:10:32	軸力を、を算定している。
0:10:35	いうものが、
0:10:37	あるのでそちらをちょっと添付が抜けておりますので、そちらちょっと別途お示しをさせていただきたいと思えます。
0:10:47	ありがとうございます。先ほどちょっとありがとうございますその次、軸力というのが、地震力も加味した総合的な力というそういう、
0:10:57	理解よろしいでしょうか。
0:11:01	浅井おっしゃる通りです。はい、小柴です。ありがとうございます。
0:11:10	坂委員、第 5 条について何か規制庁側からはっきりすることでございますでしょうか。
0:11:17	規制庁清水ちょっと
0:11:20	見方を教えてください。
0:11:24	68 ページに

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:29	東野若井所永戸ほか廃棄施設Lの値 30トンパー閉会って書いてあります。
0:11:39	69 ページからはその保管廃棄施設いるので、
0:11:51	ここの 71 ページを見るとこの、
0:11:55	力の長期が 15. %平米って書いてあるんで短期を二倍予算 30.5 平米。そういう見方でよろしいですか。
0:12:10	はい。減少機構ですはい、おっしゃる通りです長期。
0:12:13	のを、
0:12:15	ですね自体期待力に対して関係はその 2 倍ということで 30 トン。
0:12:20	平米というふうになりますので、そちらと比較したものになってございます。
0:12:26	はい、ありがとうございます。
0:12:42	他に、第五条一番について何かございますでしょうか。
0:13:03	はい。では次の第 8 条の回復事象ですね、第 8 条についてご説明をお願いいたします。
0:13:18	はい。第 8 条になりますけれども、こちらはですね外部からの衝撃による損傷の防止に係る条項というところでございます。こちらについてはですね
0:13:29	この面へのヒアリングの前にですね、衛藤想定されるですね、自然現象あとは人為事象に係る整理を説明して欲しいという要望がありましたのでそちらの方からですね
0:13:43	先に説明させていただきます。
0:13:45	こちらで瀬戸処理場の 227-2 になりますけれども、
0:13:51	こちらですね技術基準規則第 8 条上が第 1 項、下が第 2 項に係る整理でございます。まず第一報が前ですね、想定される自然現象に係る整理ということでですね。
0:14:05	こちらですねと想定される自然現象に対してですね、原子炉設置許可で非該当としたもので、今回の税と二重マルホシに案件名でございます過去の設工認で読み取れるもの。
0:14:19	今回の設工認その 9 で申請しているもので一番右が、保安規定等に対応するものと、いうふうに分けてございます。
0:14:29	原子炉設置許可でですね、非該当としたものにつきましてはですね、二つございまして、まず一つ目は降水と洪水になります。二つ目が地すべり、
0:14:40	こちらについては非該当としてございます。
0:14:44	続きまして過去の設工認で読み取れるものとしましては、全三つありまして課税台風を月と、積雪 2 例としてございます。
0:14:55	今回の申請対象としているものにつきましては竜巻、落雷で生物学的事象と、森林火災のこの四つでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:07	一番右はですね、保安規定等に対応するものということで、竜巻についてですね、設工認その9で申請しているところもありますけれども飛来物の管理とかですねそういったところについては保安規定等で、
0:15:21	坂管理するものとしてございます。
0:15:25	あともう一つは火山の影響ですけれども、こちらはですね近くに、野間火山による影響はほとんどないというふうに評価はしているんですけれども灰がですね飛んできたときとかですねそういった除灰作業と、1課。
0:15:40	んところを保安規定で間で定めて管理するところでございます。
0:15:47	この最後の森林火災につきましてはですね、こちらについても原子力科学研究所の敷地内のもので森林のもので管理を行うということでこちらについては保安規定で、
0:15:59	定めているものとしてございます。
0:16:04	続きまして人為事象でございますけれども、まず現象設置許可で非該当としたものについてはですね、航空機落下等の飛来物、あとダムの崩壊。
0:16:16	そして船舶の衝突こちら該当なしとしてございます。
0:16:21	過去の設工認で読み取れるものについては人事書については該当はございません。
0:16:27	で設工認その9で申請するものにつきましてはですね、パーク発、近隣工場、工場等の火災で有毒ガスで電磁的障害、これらの四つとしてございます。
0:16:41	最後保安規定等に対応するものについてはですね補助近隣工場等の火災のみとしてございます。
0:16:52	この下にですね想定される人為事象及び自然現象及び人為による事象に係る整理ということで記載の本冊でございます。まず想定される自然現象である降水洪水に対してですけれどもこちら設置変更許可の方ですね、こちらは放射性廃棄物の、
0:17:12	廃棄施設は、標高が、7メートル以上のところに位置しているということで、一番近いところにつきまして北尾流れる、久慈川ですね、こちらの浸水想定区域。
0:17:25	東海村の自然災害ハザードマップの図に示されております区域から離れているということがありますので降水が交付税による、議会の影響を考慮する必要はないというふうに記載の方をしてございます。
0:17:40	続きまして選定と風台風になりますけれども、こちらですね、江藤水戸地方気象台の観測記録ですけどこちら瞬間最大風速がこの数値であると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:51	ということで、このレセプト風荷重に対する、設計については建築基準法に基づいて行くと、このためですね風台風による被害を受ける恐れはないということをご申請書に記載してございます。
0:18:03	5社、過去の設工認申請書の方ですね、各建屋においては構造計算書において、風荷重を考慮して設定しているところでございます。
0:18:15	続きまして竜巻になりますけれども、こちらはですね許可の方ではですね、敷地及びその周辺、同施設から半径20キロの範囲になりますけれども、ここにおける過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻ということで藤田スケールFA、
0:18:32	バンドですね、この竜巻を考慮しまして、それを考慮してもですね安全機能を損なわない設計とするというふうに記載の方してございます。
0:18:44	こちらですね設工認申請の中ではですねせっせ基地及びその周辺に於ける。
0:18:52	竜巻を考慮しても施設の安全機能を損なわない設計とするという許可と同じ記載としてございます。
0:18:59	一番右の保安規定の内容になりますけれども、こちらはですね竜巻による避雷によって、施設影響を及ぼす恐れがある、物体、例えば物置とかですね、塗装等においてあるものになりますけれども、これらのものに対して、
0:19:13	飛来防止対策として浮上しない重量にするための措置を講じなければならないと、飛来防止対策の実施状況について、年1回を遵守するというのを保安規定に定める予定としてございます。
0:19:29	続きまして凍結になりますけれども、こちらについてはですね、本建屋自体はコンクリート製の建屋躯体へい遮へい物、遮へい体。
0:19:39	なっておりますので凍結による影響を受けることはないというふうに記載してございます。
0:19:44	こちらでも尖閣の設工認申請書のほうで、設計衆目において、建屋は転勤コンクリート造りとする設計という記載をしてございます。
0:19:57	続きまして積雪になりますけれども、こちらはですね、衛藤水戸地方気象台の観測記録を参考しまして、深さの被災が32センチであったと。
0:20:08	茨城県の建築基準法の関係条例に基づく垂直積雪量を参考にしまして、積雪量は40センチを想定して設計の方をしているということで増でありまして、
0:20:21	積雪による被害を受ける恐れはないというふうにご申請書の方を記載してございます。で、過去の建設工認申請書のほうの構造計算書においてですね、こちらでも積雪荷重を考慮して設計しているところでございます。
0:20:37	続きまして落雷になりますけれども、こちらですね建築基準法に従いまして、必要な施設及び設備には、先日に準拠した平石円。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:47	を設けまして、落雷による火災の発生を防止する設計とするという記載の防止でございます。
0:20:55	こちらはですね、今回の設工認申請対象としてございまして、建築基準法に従いましてですね、必要な施設、第1廃棄物処理棟第2廃棄物処理棟で解体分別保管棟及び減容処理棟の方にはですね等、
0:21:08	実に準拠した避雷設備を設け落雷による、火災の発生を防止する設計とするということで今回申請の方してございます。
0:21:18	続きまして地すべりになりますけれども、こちらですね東海村の自然災害のハザードマップがございまして、ここにおいてですね、処理場の周辺にですね、土壌採取災害の警戒区域または特別警戒区域は存在しないということから、地すべりによる被害を考えられないと、いうことですね、
0:21:39	非該当としてございます。
0:21:44	続きまして火山の影響になりますけれども、こちらですね、撤去関連。
0:21:50	におきましてはですね考慮すべき火山事象ということで火山灰といった降下火砕物を対象としてございます。
0:22:00	火山活動による記録によるというところで州周辺のですね降下火砕物の総厚さ国微力であることから、火山による被害を受ける恐れというのはなしとしております。
0:22:13	ただしですね、万一の降灰に備え、ですね施設の安全性に影響が及ぶ恐れがある場合については必要な対策ということで、運転施設の弁理士とあと火山灰の助教の方を行いますと。
0:22:26	いうふうなケース変5種許可の方を記載してございます。
0:22:30	こちらはですね保安規定の方にですね、
0:22:34	記載してございまして火山の噴火によってですね施設の安全性に影響が及ぶ恐れがある場合はということで、その時はですね処理運転は、提出すると。
0:22:45	ということでそのあとですねと火山の噴火に伴ってですね、降下火砕物、火山灰を除去するための資機材、法規とかスコップになりますけれども、これらの資機材について、管理するということを保安規定で定める予定となっております。
0:23:03	続きまして生物学的事象ですけれども、前館野は関係と思えますけれども、これらが枯れ葉等の影響を受けないように、設計するということを許可に記載しまして、
0:23:14	こちらについては設工認申請対象としてございます。換気が必要な施設ということで第1廃棄物処理棟第2廃棄物処理と第3廃棄物処理棟で解体分別保管棟及び減容処理と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:27	これらの関係についてはですね、枯れ葉等の混入または小動物による影響を受けない設計とするということで今回申請してございます。
0:23:37	はい自然事象の最後ですけどこちら森林火災になります。
0:23:43	許可の方ではですね森林火災によって処理場の安全性を損なうことのないようにですね、各施設の主要構造材はですね不燃性材。
0:23:53	停止をするとともにですね、外部火災に至らないことを確認すると。
0:23:58	また施設周辺ですね、草木の管理、その他必要に応じた対策を講じるとしてございます。
0:24:07	こちらについてはですねトーセ、今回設工認申請を行っておりまして、元消化研究所の敷地外の森林火災が競った場合でも施設の安全機能を損なわない設計とすると。
0:24:19	あと敷地へのですね航空機落下による火災を想定した場合でもですね、施設の安全性機能を損なわない設計とするというふうにしてございます。
0:24:30	一番右の保安規定になりますけれども、こちらですね施設の周辺に森林火災が発生した場合に備えてということで、所定の範囲にですねと森林がですね、拡大しないようにですね、元消化研究所敷地樹木を管理すると。
0:24:46	いう旨をですね、答案規程で定める予定としてございます。
0:24:54	続きまして人員による事象でございます。
0:24:58	まずですね飛来物だ飛来物航空機落下になりますけれども、こちらはですね、処理場だけじゃなく原価県の方でも同様の考え方になりますけれども、航空機の落下確率についてはですね、こちら実用発電用、減少施設への航空機落下確率の評価基準について、
0:25:18	についてに基づき、評価の方を実施してございます。別事案については標的面積をですね施設ゴトウとして、評価防衛実施してございます。
0:25:28	その結果ですね、落下確率が最大となる施設、先般保管廃棄施設交通量の 6.4×10 のマイナス8乗等は、
0:25:37	範囲であったということでこちらの基準値である10のマイナス7乗を超えないということを確認してございます。
0:25:46	またですね、上記のように不法的面積を施設ごととして、評価する考え方に加えまして、施設の設置状況からですね航空機の種類により落下の影響が及ぶ恐れのある範囲等を考慮しまして、
0:26:00	民間航空機、小型機以外の航空機にあつてはですね、建設の施設へのばっかが標的となるですね、施設に影響を及ぼすと仮定しまして、一つの施設に落下した場合の標的面積を建設する。
0:26:15	施設の面積の総和として評価をしてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:19	その結果もですね 10 のマイナス 7 乗か、超えないということを確認してご います。
0:26:25	これに従ってということで航空機落下に対する考慮する必要はなく、航空機落 下により安全性を損なうことはない。
0:26:33	こちら許可の方に記載の方してご います。
0:26:39	はい。続きましてダムの崩壊事象でございますけれども、こちらですね、原子 力科学研究所のですね 2.5 キロ北側を流れる、久慈側。
0:26:49	2 はですね、ダムの崩壊によって処理場にですね被害を与えるようなですね、 そういった大規模なダムは存在しないと、いうことですね、ですね被害等をし てくと思います。
0:27:03	続きまして爆発事象になりますけれども。
0:27:07	まず敷地周辺のですね、半径 10 キロ以内にはですね、石油コンビナート等の 全大規模なパーツの恐れのある工場というものはございませぬ。
0:27:16	処理場の方ではですね、敷地内に設置してあります LNG タンク等があります ので、こういう爆発による影響を考慮して、設置するというふうに記載してご います。
0:27:28	増設公認申請の、なりますけれども、まず厳守消化研究所のですね敷地外の 近隣の産業施設、鳥山葛西爆発が発生した場合でもですね、施設の安全機 能を損なわない設計とさせていただきます。
0:27:43	二つ目がですね、元算の敷地内に設置している LNG タンクが爆発した場合で もですね施設の安全機能を損なわない設計とすること今回申請の方 してご います。
0:27:57	続きまして近隣工場と火災ということですが、敷地がですね、近隣工場 等において、火災が発生した場合にはですね、主安全性に影響を与える恐れ がある時は必要に応じて、防護対策をとると。
0:28:11	いうふうに許可の方記載がございまして、ここ設工認申請の方では、敷地が近 隣の産業施設等において火災爆発が発生した場合でも、施設の安全機能を 損なわない設計とすると。
0:28:22	ということで申請の方してご います。
0:28:29	あとですねタンクローリーで LPG をですね所内運搬する場合にはですねとそ の運搬量を減少施設に影響を及ぼさないように制限するとともに、必要な安全 管理。
0:28:41	実施するというふうにしてご います。これは該当する施設としまして減容処 理等がですねと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:48	対象となっております煙の方でNPDの方へ使うというところになっておりますのでこちらですねと保安規定の方にですね、もうすでにですね配給処理場の手引きの方に記載させていただいているところであるんですけども。
0:29:01	高減容化調和ということで、減容処理等屋外に設けておりますLPG容器の方へ、額を充填する場合にはということで、タンクローリーのば運搬量ですとかあとは、
0:29:13	にゆ近くですね、誘導員を配置したりとかですねあとは対向車等ですね、通行車両を制限するとか、あとは長期間の停車を禁止すると。
0:29:24	そういった安全対策の方ですね、記載してございます。
0:29:33	続きまして有毒ガスになりますけれども、有毒ガスを使用する、機器については、漏えいしにくい構造とするという6ガスを使用する、質疑はガス漏れ検知器を配置するとともに、有毒ガスの供給元は建屋の外い。
0:29:49	設けるということで許可を記載してございます。
0:29:52	こちらですね対象とする施設については減容処理等が該当となっております、設工認の申請の方ではですね、有毒ガスアンモニアガスを使用する施設。
0:30:04	でも有する施設が減容処理棟であるということで、有毒ガスを使用する機器については漏えいしにくい構造とし、有毒ガスを使用する水流すもり検知を配置するとともにですね、有毒ガスの極限の場もフェア外設けていると。
0:30:21	ということでもうすでに設計時からこのようなことにしているんですけど今回設工認申請を行うところでございます。
0:30:30	続いて船舶の衝突ですけども、こちらですね当間原子力科学研究所の東側には70メートルほど離れたところにはもう海岸があるんですけども、処理場は原子炉とは異なりましては海水をですね冷却水と施設ですね。
0:30:46	取り出すといったそういった取水工程も何もございませんので、船舶の衝突を考慮する必要はないということで、指摘該当としてございます。
0:30:59	通ず、最後ですね、電磁的障害になりますけれども高圧配電盤等の電磁的障害の影響を考慮した設計ということで、教科書等ですね今回の設工認申請書の方でもですね。
0:31:10	考慮した設計とするというふうに、申請の方行っているところでございます。
0:31:17	以上がですね処理場の227ページの整理の説明でございまして、
0:31:23	こちらですね227-1の方に戻らせていただきます。
0:31:30	第8条第1項ということで、先ほど説明しました通り今回ニジュウマル案件としましてはですね、課税台風と凍結と積雪、こちらの三つが該当しているというところございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:43	ペーパーの第1は九州等々が前方建屋の結節につきましてはですね構造計算書においてですね、それぞれ課税台風については風荷重のほうを考慮して設計しております。
0:31:55	また積雪についてはですね、同じく構造計算書において、積雪荷重を考慮して設計しているというところがございます。
0:32:04	あと凍結につきましてはですね、設計の衆目においてですね、建屋は鉄筋コンクリート造りとする設計というふうに記載しているというところがございます。
0:32:15	代表例の制定第1廃棄物処理棟のンボルになりますけれども、このこちら第1廃棄物処理棟のですね、建売排気塔の構造計算書となっております、この中でですね、
0:32:28	5ポツのところはこちらに書いとか前回によって5ポツのところですね、積雪荷重の方のですね、通知の方を記載してございます。
0:32:38	続きまして図11ページのところになりますけれども、こちらはですね建屋というところで躯体ということでこちら鉄筋コンクリートづくりをする設計であるというふうに、こちら、
0:32:50	記載しているというところがございますのでこちら凍結、
0:32:54	についてはですね、設計条件を満たしているというところの説明でございます。
0:33:06	あとですね建屋はそのようなほかも同じような説明としてございまして、あとですね排水貯留ポンドと。
0:33:15	についてはですね、当間風台風、積雪についてはですね、地下部の構造物であるため、考慮不要としておりまして、凍結については同じく鉄筋コンクリート製と鶴設計の方を記載してございますのでこちらで、
0:33:30	条件を満たしているというところがございます。
0:33:33	同じくですね、本保管廃棄施設についてもですね、風台風、積雪についてはですね、地下構造物であるため、考慮不要としてございます。
0:33:45	ただ廃棄物保管等交通イチポツについてはこれも建屋と同様にですね、課税台風については構造計算書において風荷重を考慮して設計しております。積雪においては、
0:33:55	同じく構造計算書において、積雪荷重を考慮して、設計して凍結については建屋が鉄筋コンクリート造りとする、設計とするというところの説明でございます。
0:34:08	はい第8条の説明については以上となります。
0:34:15	はい、規制庁シブヤですどうもありがとうございました。
0:34:19	8条について何か、規制庁側からご質問ありますでしょうか。はい。
0:34:24	兵頭シマムラですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:29	かなり
0:34:32	昔の設工認の申請承認で、
0:34:41	この認可されたときからこの基準が変わってるとかそういう、今、今でも基準は変わってなくてそのまま使えるという。
0:34:50	ことを、
0:34:53	確認して使われてるっていうことでよろしいですか。
0:35:23	はい。そうですねこちら積雪についてはですね、昔と基準は変わっていないというところであと課税台風についてはですね、との当時の基準とは、か変わっているところはあるんですけどもその当時のですね。
0:35:38	基準というところが全部これは募集側であるというところで現在の基準と比較してもですね問題ないというふうに考えております。
0:36:08	谷蒲です。
0:36:19	作成とシブヤですけども。
0:36:23	過去の設工認についてじゃなくて申し訳ないんですけども。
0:36:27	今回エントリーされた固体廃棄物一時保管等、
0:36:33	の、風数積雪荷重については、どこかで説明されてましたでしょうかちょっと見つけられなかったんですけども。
0:37:00	進みませんと固体廃棄物一時保管等については今回新たに設工認申請しているものでございましてすいません今ちょっと手元に資料がないので確認してないんですけども、そちらの
0:37:13	せえと申請資料の方でおそらく風荷重打つところの記載があるかと思います。
0:37:21	A等級編の方見ると、外部事象は1点の方でここが説明するので、いっぺんに飛ばされるんですけど。
0:37:30	いっぺんの方では、なんすかね。
0:37:36	竜巻と竜巻落雷。
0:37:39	生物外部監査委員。
0:37:44	入力制限でしょうか。その辺の記載が、
0:37:48	されていて、てか、風と積雪が多分何かなかったような気がするんですけども、ちょっと。
0:37:55	調べてみていただけますでしょうか。
0:38:01	すいませんそうですね第1編の方については、固体廃棄物一時保管等のところの風と積雪についてはですね、はい了解しましてちょっと確認してですね必要なちょっとエビデンスとかを含めてですね確認したいと思います。ありがとうございます。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:24	あと先谷井になってしまうんですけども、本多アンモニアガスってのはこれ、何に使用されてるんでしょうか。
0:38:33	原子力機構ヨコボリですけども、雨森ガスはですね減容処理棟に設けております。溶融設備の再ガスですね、こちら排ガスが発生するんですけども。
0:38:44	そのガスをですね触媒とアンモニアで反応させて分解させるためにちょっと使っているものになります。はい、わかりました。ありがとうございます。
0:38:58	他に何か。
0:39:00	外部事象関連でございますでしょうか。
0:39:17	先ほど嶋村の方からの基準が変わっているものはないかっていう、話がありましたけども、仮定積雪に限らず、
0:39:27	その辺の基準は線量とかもそうだと思うんですけど、その辺の基準が変わっている恐れがあるものについては、現在の、
0:39:39	既存の方に照らしてチェックをされてるということでよろしいでしょうか。
0:39:52	はい。そうですね評価と言ってるものについてはですね、現行の基準をですね確認しているというところでございます。
0:40:02	はい、わかりましたありがとうございます。
0:40:06	ほかには資料管理でございますでしょうか。
0:40:11	次は、第 16 条第 1 項お願いいたします。
0:40:21	はい。続きまして第 16 条第 1 項になります。こちらですね直接線、及びスカイシャイン線による周辺の空間線量率に関する条項でございます。
0:40:35	こちらについては財源と対象とする建屋につきましてはですね保管廃棄施設がですね対象としてございます。
0:40:44	一番上の方にですねと書いて、記載しておりますが解体分別保管棟こちらの建屋の中に保管数が入っている建屋でございまして、こちらについてはですね当間氏、その申請書の該当箇所と、
0:40:58	御説明とし、千葉支社ですね、まず遮へいに係るですね、壁厚という加圧の寸法、あと遮へい扉の主要材料がですねこちら鋼材であるということで、
0:41:10	そういった設計としているといったところの説明でございます。
0:41:15	あともう一つは前半、線量率になりますけれども、解体分別保管等においてはですね、周辺監視区域境界の線量評価がですね、1 年間当たり 2.00mSv。
0:41:30	ということで基準値の 50mSv 下回っていることから、設計条件を満足するということでございます。
0:41:38	こちらについて該当する申請書になりますけれども、解体分別保管等のですね。
0:41:47	設計になりますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:52	すいません一部マスキングさせていただいているところでもありますけれども、どうも遮へいに係る壁厚という加圧というところの寸法の方はですね、こちらの設計仕様のところに記載させていただいて、
0:42:07	いるものでございます。あと遮へい扉についてはですね、この材料が香西SS 400、105、資料のほうに記載させていただいております。
0:42:18	続きまして周辺監視区域境界の線量になりますけれども、こちら江藤 50 ページになります。
0:42:25	この中でですね、計算結果及び評価というところで既施設からの基準を考慮した場合もですね線量当量率が 2.00mSv/パー年程度であると。
0:42:38	この辺りは遮へい設計条件である 50 マイクロシーベルトの値を満足するものであるというふうなところを、については、申請書に記載させていただいているものでございます。
0:42:53	以上が解体分別保管棟になります。その他の施設におきましてですね、周辺監視区域境界の線量率、単位がちょっと古い値とかになったりしてはしますが、でも基準値はいずれも約 50 マイクロC
0:43:08	年齢というところでこの値はすべて下回っていると、いうことを確認してございます。
0:43:14	あとですね、
0:43:16	車系に係るですね、当間ピットについては遮へい物になるんですけども、もうこの遮へい豚の編集長についてもですね、その条件を満たしているというところでございます。
0:43:28	代表例としましては保管廃棄施設ポツM-1 になりますけども遮へい物の使用考慮という、いうところに対応するページがですね 82 ページになりますかね。
0:43:45	はい。
0:43:48	うちはですね当社、
0:43:50	シャベルだのAというところの構造でAというところでこちらの鉄筋コンクリート製の近く 1 棟であるというところですけどし、寄付者設計仕様のほうを記載し、
0:44:02	消しているところでございます。これはちゃんと遮へい管の厚さが正當約 0.2 メートルと、
0:44:09	こういった厚さの仕様の方ですねと記載しているというところでございます。
0:44:15	他ですね桃園。
0:44:17	ビッドにつきましてですねこういった遮へい物の浅野については設計仕様をですね、申請書の方に記載しているというところで担保しているというところの説明でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:28	はい以上第 16 条第 1 項の説明でございます。
0:44:37	あ、
0:44:42	はい、ありがとうございました。
0:44:45	第 16 度遮へいにつきまして何かご質問等ございますでしょうか。
0:44:59	知性とシブヤですけども。
0:45:01	これ、深井専務計算っていうのも基本的に、昔から必ずやってたものなんですか。
0:45:53	of
0:46:10	あ、すみません、原子力機構ヨコボリ使い等遅くなりまして申し訳ありません。基本的にはすべてすべてとか昔の本当に古い施設としては、
0:46:18	その施設当時ですね、当時の設工認等では、スカイシャインまで見てないものもございしますが、
0:46:27	例えば、貯層ピット式の保管廃棄施設とかですかね、複数あるもので順次作っていったもの。
0:46:35	本当に古いものについては、設工認上ちょっと読めない部分もあるんですが、そのあとに新設したりしていく段階で、そういったところも含めて評価をして、
0:46:47	確認をしているものになりますので、
0:46:50	考慮はしながら確認しながら、設計をしていっているものになってございます。
0:46:57	はい、規制庁シブヤさんありがとうございました。
0:47:02	チャミ銀行。
0:47:06	ざっくりとした聞き方になりますけども、やっぱりスカイシャイン線っていうのは、必ず、
0:47:13	直接線よりも少ない少ないと考えていいんでしょうか。
0:47:26	原子力機構ヨコボリですけども、一般的にはそうなるかと思えます只野処理場にですねピット式の保管廃棄施設みたいなものだと逆に
0:47:41	直接地表地表の中に、ピットがありますので、そういった部分で遮へいがあったりとか、そういった部分で考慮されますので、一概に処理場の説明のところだと。
0:47:54	言えない部分もあるかと思えますが基本的には直接の方が、
0:48:00	高いというかですねそういった形になるかと思っています。
0:48:03	はい、ありがとうございます。
0:48:06	他に 16 条について記載がございますでしょうか。
0:48:14	街並み 16 条第 2 項の方は、
0:48:18	要求事項に変更がないというふうに考えてらっしゃるということでよろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:43	of
0:48:44	すいません原価検証以上のキタハラですけど第 16 条でと第 2 項については処理場については変更がないというふうに考えております。
0:48:58	はい、ありがとうございます。
0:49:10	まだ、今回エビデンスの提出は結構ですけども、こういう従事者の方に、の被ばく量匹学童通学線量ということについても、過去の設工認で考慮されているというそういう理解でよろしいでしょうか。
0:49:39	はい。従事者の被ばくについてもですねとか設工認、共感防止でございます。
0:49:45	はい。わかりました。ありがとうございます。他に、16 条遮へいに関して何か質問等ございますでしょうか。
0:50:01	五番、都築の、17 条ですね、換気ですね。はい、じゃあ、次の 17 条第 1 項第 2 号お願いします。
0:50:15	はい。原価県廃棄物処理場のキタハラでございます。続きまして第 17 条になりますけれども、こちらですね汚染された空気がですね漏えいまたは及び逆流のしにくい構造であると。
0:50:29	いうところの情報でございます。こちらについてはですね、もう各建屋もうほとんど同じような記載とさせていただいております、
0:50:38	今回申請書の記載内容としましては排風機の前段の方にですね、フィルターユニットとダンパーの方を設けておまして、それをもってですね、初動及び逆流しにくい構造と、
0:50:51	担保しているといったところの説明でございます。例えば前第 1 廃棄物処理棟の方がですね換気設備の給排気設備系統と、
0:51:02	いうところがございまして、
0:51:08	例えば船舶、これが仙台廃棄物処理棟のですね排気系統図があるんですけども、こちらの排気第 1 系統第 2 系統ともにですね、このはい。戦略圏でいるところにですね、フィルタユニ当行。
0:51:22	等々、ダンパーがですねこの排風機の前段の方に設けているということがですね漏えいと逆流はしにくい構造であることを担保しているといったところの説明でございます。
0:51:34	以上が第 17 条の説明になります。
0:51:40	はい。規制と芝田さんありがとうございました。
0:51:43	第 17 条について何かご質問等ございますでしょうか。
0:51:54	瀬戸諏訪ですけど、このダンパーが通例要求がなくてももう普通とか当たり前だったっていうかそういうようなものでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:08	はいそうですね。建屋の設計時においてもですね、このような設計とするというところが通常であるといったところでございます。
0:52:17	はい、ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。
0:52:32	はい。じゃなければ、第 35 条第 1 項第 7 号をお願いいたします。
0:52:45	はい、原価県廃棄物処理場のキタハラです。それ立て続きまして第 35 条第 1 項第 7 号でございますけれども、こちらですね放射性物質が散逸しにくい設計という。
0:52:59	設計との条項でございます。
0:53:01	こちらについてはですね、各数施設ごとにですね記載の講師でございます。まず第 1 廃棄物処理棟の焼却処理設備。
0:53:12	でございますけれども、こちらについてはですね、まず系統内の方について負圧に丹が持っているというところであと各木々、衛藤遠藤の本体及び接続部。
0:53:24	についてはできるだけ漏えいの、少なくなるような構造としているということをご本文の方に記載してございます。
0:53:30	あともう一つですね温度圧力流量等のですね、運転状態の方の監視の方を行っている。
0:53:38	最後ですねはい。こちらですね焼却処理設備の系統上になりますけれどもこちらの中では圧力逃し弁の排ガスについてはですね、このワイヤーメッシュフィルター及び建屋の高性能フィルターでろ過した後ですね。
0:53:52	排気塔よりですね、排出するといった、構造としているところでございます。
0:54:00	つつ、続きまして第 1 廃棄物処理棟のインターロックになりますけれども、まずこちらですね排気第 1 系統のですね排風機の停止状態ですね。
0:54:11	焼却処理設備の排気ブローアがですね、起動できないようにインターロックをして設置しているというものでございます。
0:54:18	こちらについてはですね、焼却炉内の温度がですね、設定値以上になるとですね、江藤は廃棄物の投入ができない、提出するというと、
0:54:28	いうようにですねインターロックの方を設置しているところでございます。
0:54:34	続きまして第 2 廃棄物処理棟でございますけれども、まずディーゼル発電機なんですけれども、こちらについてはですね、まず停電の場合ということでこちら非常用電源が立ち上がりましてそれで運転できるようにする設計としてございます。
0:54:51	もう 1 点一つがですね商用電源の停電時にですね排風機等の運転を維持するためにですね、こちらディーゼル発電機を設けている設計としているというものでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:03	別途非常用電源系統図においてはですね、主要給排気設備を給電する設計となるということが図面の方で示されているところでございます。
0:55:15	続きまして処理前廃棄物収納性でγゲート付のセルになりますけれども、
0:55:21	こちらについては全部設計集としましては鉄筋コンクリート製作りとなっております、内縁ですとステンスライニングまたはエポキシ樹脂の塗装を施して、
0:55:32	ということで算出しにくい設計としているところでございます。あと制度の開口部にはですね、背面扉遮へい扉、あと天井ハッチがございました扉があると、あと合わせて遮へい窓、
0:55:46	もう設けている設計としているところでございます。
0:55:52	続きまして廃棄物処理制度になりますけれども、こちらについてはですね、上の廃棄物収納制度、同様にですね転動コンクリート造りとしておりまして大分にはですねステンスライニングを。
0:56:04	報告をしている設計でございます。開口部にはですね、同じく廃園扉と天井 8 それぞれ遮へい扉がついておりましてあと遮へい窓を設けている設計としてございます。
0:56:17	続きまして処理済み廃棄物中のセルになりますけれどもこちらでもですね処理前は教習のセルと、設計は同じです。鉄筋コンクリート造りで内部にステンスライニングまたはエポキシ。
0:56:29	1 施しております。開口部の方にはですね上海面扉天井ハッチ遮へい窓をそれぞれ設けている設計としてございます。
0:56:43	続きましてですね、こちらインターロックになりますけれども、及びファンの起動のインターロックになります。これについてはですね、まずセルの排気系の方にですね、この予備の
0:56:55	ファンを設けまして排気能力低下の場合にはですね、こちら自動的に切り替える設計としてございます。
0:57:03	こちらセル排気系第 3 第 4 第 5 系となるんですけども、こちらについては排気系にですね予備のファンを設けまして、セル内の負圧をですねこの数値以上をですね、維持、維持することがですね困難な場合はこの予備のものを起動させる機構になっているところの設計でございます。
0:57:23	続きましてアイソレーション術松田散逸防止、なるんですけども、この部屋のですねまず設計についてはこの鉄筋コンクリート造りとしておりましてこちらと内部の仕上げについてはですね。
0:57:35	樹脂塗装ということでエポキシ樹脂またはペイントの吹きつけを行っているというものでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:42	この閉室はですね、セルの背面扉側の方に設置の方されておりました扉及び真壁で仕切るといことで、セル内部のですね、廃棄物による汚染がですね、人が常時立ち入るですねサービスエリア。
0:57:57	の方に散逸しにくいように設計しているというものでございます。
0:58:05	続きまして解体分別保管棟でございます。まず解体室にある、天井クレーンになりますけれども、こちらのクレーンについてはですね、この廃棄物搬入用クレーンというふうな記載がありまして、この能力ということで最大荷重約 7.5 トンと。
0:58:20	能力を設定しているというものでございます。
0:58:25	続いて解体室の区画になりますけれども、もうこちらはですね、仕切壁とステンレスライニングを設置することによって、中のですね、放射性物が散逸しにくい設計としているものでございます。
0:58:41	続きまして減容処理棟でございます。まず前処理設備のチャンバーになりますけれども、こちらですね排気系統がですね、作動する際にですねチャンバ内を負圧状態に維持すると。
0:58:54	いった設計となっております、散逸しにくい設計を担保しているものでございます。
0:59:00	続きまして高圧圧縮装置になりますけれども、こちらですね、廃棄ブローアが停止した状態ではですね、高圧圧縮機は佐渡できないようにですねインターロックのほうを設置してございます。
0:59:13	あとは規制等のですね作動時においてはですね、チャンバー内を負圧状態に維持することによって、同じく散逸しにくい設計としてございます。
0:59:24	続きまして金属溶融設備になりますけれども、こちらですね、同様にですね廃棄ブローアもが停止状態ではですね溶融炉を起動できないようにですね、インターロックのほうを設置しております、
0:59:36	排気ブローアの作動時においてはですね、溶融炉内を負圧状態に維持することによって散逸しにくい設計としてございます。
0:59:46	土砂溶融炉の火災防止インターロックでございます。これはですね、その溶融炉内でですね異常な温度上昇が生じた場合にですね、即座に加熱を停止すると、で負圧の低下がですね、生じた場合にはですね、同じく加熱、
1:00:01	トウエイと廃棄物の供給を停止するインターロックがかかることによって採取にくい設計となっているというものでございます。
1:00:09	続きまして、焼却処理設備でございます。こちらはですね金属溶融設備と同様にですね廃棄物を停止状態ではですね、廃棄物を供給できないようにですね

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	インターロックを設置しているというところでは、廃棄物を作動時においてはですね、焼却炉内を負圧状態。
1:00:27	維持するということによって算出しにくい設計としているものでございます。
1:00:33	続いてプラズマ溶融設備になりますけれどもこちらですね排気ブローア停止状態では、溶融炉起動できないインターロックを設置するとともにですね、廃棄ブローアの作動時に、溶融炉内を負圧状態に維持することによって散逸しにくい設計としているものでございます。
1:00:49	この二つですね設備に対して前回同じように火災防止インターロックというものがございます。こちらはですね、焼却量溶融炉内ですね、異常な温度上昇。
1:01:00	また増え、こういう形負圧低下が生じた場合にはですね、加熱及び廃棄物の供給が停止すると、焼却炉についてですね、強空気量の制限もかけると。
1:01:11	そういったものでございます。こういう、このインターロックを設けることによって、3Hしにくい設計を担保しているというものでございます。
1:01:20	はい第 35 条第 1 項第 7 号の説明については以上となります。
1:01:25	はい、ありがとうございます。規制庁側から何かございますでしょうか。
1:01:33	雑誌シブヤですけれども、35 度で、小谷 7 号の法令欲求は放射性廃棄物を廃棄することにおいて放射性物質が散逸しがたいものっていうことですけども。
1:01:44	国連が、
1:01:47	どう、どういう部分で散逸しがたいものであることっていうことに寄与しているのかがよくわかんなかったのでご説明いただけますでしょうか。
1:01:59	はい原子力機構ヨコボリです。こちらはですねクレーンですけれども解体分別保管棟に設けておりますクレーンで解体分別保管棟というのは、先日現場の方もご視察いただいた時にもあれですけどもあの日、
1:02:13	要は、大きな廃棄物ですね、当タンクとかですねそういった非常に大きな廃棄物を、
1:02:20	搬入して解体を行うところになるんですけども、そのクレーンを使ってタンクを搬入する場合には、と。
1:02:30	屋外に設けているハッチがありまして、そのハッチを開放してそこからクレーンで吊り上げると。
1:02:36	いうことを行っております。そういった観点で、
1:02:40	当然クレーンの能力はクレーン則に基づいて当然設置してますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:46	問題ございませんけれどもそういった能力によって、能力以上のものをつり上げたときに、例えば吊荷が落下してしまうとかですね、そういったことによって散逸してしまうということが、
1:02:58	考えられると思っております、そういった観点で、クレーンの能力が十分なものを設けているというところは再度審議しがたい。設計というふうなことでこちらを記載してございます。
1:03:10	はい。規制庁渋谷です。ご説明ありがとうございました。
1:03:15	他に何かございますでしょうか。
1:03:23	ただいまご説明いただきまして、それぞれの設備が、
1:03:31	雅一しがたいもんを、
1:03:36	を、
1:03:37	うちの何か何かこう、閉じ込めるというか、どれも室が機能を持つてるということはわかったんですけども。
1:03:45	これそれぞれやっぱりそれぞれの建物を、
1:03:48	35 台小谷 7 号パー。
1:03:51	満たされてくるかっていうことはこれらの設備が複数、連動したりとか、
1:04:00	オーバーする。
1:04:02	或いは今回新しく申請されている、後誤動作防止系のインターロックとバスをと、協調して働くことによって、
1:04:13	全く達成されていると思いますので、
1:04:19	審査会合の方でもお願いしましたけれども、
1:04:24	この単品じゃなくてシステムとして、
1:04:28	どう 35 太鼓第 7 号を担保してるかっていうことを多分、
1:04:35	今度、介護指摘事項への、
1:04:39	対応としてご説明いただくと思うんですけども、その辺わかりやすくぜひお願いいたします。
1:04:48	はい。原子力機構ヨコボリです。おっしゃる通りですね、ここの 35 条第 1 項第 7 号をその他も含めてございますけども、そういった部分に関しましては、現在、いろいろご指摘いただきながら、
1:05:02	ましてまとめ資料というものを今作成をして進めておりますので、
1:05:07	まとめ資料の条項ごとにですね整理をしたりしてございますので、そういった中で複合的に、
1:05:15	いろんな施設が関わつ終わって、この 7 号を担当しているというようなことがわかるようにですねそちらの資料の方ももう少し内容を検討しながらですね、わかりやすく説明ができるように準備をしたいと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:31	はい、ありがとうございます。
1:05:34	他に。
1:05:35	規制庁側からございますでしょうか。
1:05:53	本年もよろしい。
1:05:58	はい。次は、第 36 条第 1 項第 1 号ですね。
1:06:05	保管容量よろしく願います。
1:06:10	はい。放射性配給少女の北原です。それでは続きまして第 36 条第 1 項第 1 号の保管廃棄容量になりますけれども、こちら対象となる建屋については全般すべて保管廃棄せず、
1:06:22	でございます、ごちゃですね下、既認可の申請書の方で、令和ですね、こちら記載させていただいております通り保管能力というものを設定してございませうというところですね、こちらの数値とかですねあと本数とか、
1:06:37	そういったところ記載させていただいているものでございます。例えばですね解体分別保管棟の保管施設はこちらでは 200 リットルドラム缶換算で、約 2 万 2000 本と。
1:06:49	こういったところですね、こちらの記載させていただいているものでございます。こちらですね、廃棄物の保管能力、設計仕様の中にですね投函能力ということで約 2 万 2000 万と。
1:07:02	田所記載をしているといった形で、各施設同様にですね保管能力の方を設定して、温存を示していると明確にしているというところでございます。
1:07:13	はい以上簡単ですが説明は以上となります。
1:07:16	はいありがとうございます。
1:07:19	法令要求としては通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有することっていうことで、
1:07:30	今、審査させていただいてるくらい廃棄物の一時保管については、
1:07:38	フローが、レーリーがあるということで、年間フローとしてどれくらい入ってってどれくらい出て、また、急に発生する大きなものが入ってきても、
1:07:51	十分受けられますよってというような形で説明していただきましたけども。
1:07:56	はい。方で、必ずとりあえずどんどんカバーする一方というか、ような施設もあるんですけど、その、
1:08:06	容量が大きさの設計的な概念っていうのは何で決まっているの。
1:08:42	原子力機構ヨコボリですけども、保管廃棄施設に関しましては全体の保管容量というものがございませう。その中で各建屋
1:08:53	保管廃棄施設を合算してその全体の保管廃棄量になるんですけどもその中で
1:08:59	当然、保管廃棄施設間の移動もあつたりとかそこは

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:03	この許可でそれぞれの施設の保管能力っていうものを示してございますので当然そこを超えないように、
1:09:10	施設間の入れ、移動もあったり、また処理をするために取り出したりっていうことも行っておりますので、
1:09:17	全体の保管量から考えてそれぞれ設けているというものになってございます。
1:09:24	はい。
1:09:26	ありがとうございます。
1:09:43	は何か、建物で当然建てる時に、
1:09:47	それぞれの部屋の広さとか、そこに何ぼ入るかっていうのは当然、設計して建てる時にもう最初から決まってるに決まってるんですけども。うん。
1:10:00	例えば、武山。
1:10:03	何年どん、
1:10:06	が受けられるようにしようとかなんかそういう考え方みたいなのは何かあったんでしょうか。
1:10:17	あ、
1:10:18	後は、
1:10:27	原子力機構ヨコボリです。当然おっしゃる通りですねそういった
1:10:33	他人数っていうことよりは例えば保管廃棄施設もですね、
1:10:38	容量を足りなくなるようなことになれば追加で、新たな評価は規制庁だけたりとか、ピット式のものもそうですけども増設していったりとかっていうことは、
1:10:50	許可を受けて、設工認当然行ってということをこれまでもやってきております。
1:11:00	はい。
1:11:04	ですので設計の時にですね何年。
1:11:09	間分をほぼそこに保管する。その後、その間の発生量がこのぐらい見込まれるからこうこうっていう。
1:11:15	というようなところはちょっと考慮はしてないです。
1:11:19	わかります。
1:11:21	この保管廃棄静養を有すること審査ポイント。
1:11:27	何なんですか、何か考え1名大きさのものをかけております。
1:11:36	うん。
1:11:41	はいわかりました御説明ありがとうございます。
1:11:51	許可の時には何かそういう説明っていうか何か求められたりっていうことはなかったんでしょうか。
1:11:59	すごくが出てきてもフローね。はあ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:05	原子力ヨコボリですけれども許可の段階でも一応ご説明はしております各原子炉施設とかです。そういった発生施設側からの、
1:12:15	発生量をそういったものを考慮をして、十分にですね、保管廃棄する容量を有しているということは、
1:12:24	許可段階で説明をしてございます。それはあくまで全体のところであったり、各最初におっしゃられたの隠す施設を、
1:12:35	設置する段階での、そういった細かな設計というかですね、そこまではちょっとしてないということですけども、許可段階で全体の中では、
1:12:45	各現象施設等から発生する廃棄物量に対して、
1:12:49	十分な容量を有しているというようなところではご説明しております。
1:12:55	わかりました。逆に、どんな建物にどんな手入れるみたいなことは、約束はしてないけれども、
1:13:02	いいところがなくなんないようにはちゃんとやってますっていうのが約束ということですね。
1:13:10	はい、おっしゃる通りです。はい、承知いたしました。
1:13:14	じゃ次、36号、第2号をお願いいたします。
1:13:24	はい。放射性配給処理場の北原です。それでは最後ですね、第36条第1項第2号ですけども、こちらですね放射性廃棄物が漏えいしにくい構造に関する情報でございます。
1:13:38	こちらについてはあと対象とする建屋がですね、保管廃棄施設でございます。
1:13:44	こちらについては下まず解体分別保管棟のですね保管室につきましてはですね、こちら建屋の構造の方ですね、まず鉄筋コンクリート作りであると。
1:13:55	いうところとあと飛田及び真壁で仕切っているのが部屋屋内でございますので、仕切っているというところで漏えいしにくい設計であるというところですね、こちらら建屋の図面を見れば明らかであるというところでございます。
1:14:09	その下のですね保管廃棄施設ですね、こちら屋外にあるピットとかになりますけれども、こちらについてはですね、ピットの設計仕様ということでですね、鉄筋コンクリートであったり樋口事務官とかであったりと。
1:14:22	いったところですね、それらの設計を考慮しまして、中の設計を考慮しましてそこからですね、どう放射性廃棄物が漏えいしにくい構造であるというところですね、担保するというところでございます。
1:14:37	では、最後の廃棄物保管等につきましてはこちらの建屋というところで、同じくですね、建屋自体の試設計仕様がですね、こちら鉄筋コンクリートづくりであるということですね、本文の方にそれぞれ記載していると。
1:14:50	いうところですね、担保しているというものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:54	こちら簡単ではございますが説明は以上となります。
1:14:59	はい、ありがとうございました。規制庁側から何かございますでしょうか。
1:15:17	はい、じゃ、全体的なこと何か。
1:15:31	非常に古いスドウこと。
1:15:38	働かまして、
1:15:40	こちら出したのは、二重丸の概念を待つか拡大。
1:15:48	解釈して、
1:15:49	うん。何か根拠のないところまで、とりあえず、二重丸をつけたみたいなのも ちろん当然あっては、
1:15:57	いけないわけですけども、そういう箇所はおそらくないさそうだなという、感触を
1:16:07	出ております。
1:16:10	あと
1:16:12	シマムラからありましたけれども、
1:16:16	基準が、時間が経って変わってる部分について、
1:16:21	過去の設工認の時には、満たしていたんだけれども、当然、今の設置許可に 基づいて、許可成功を見ますので、
1:16:36	今の、
1:16:37	結論には数値的に希望してやらない部分があったというのも心配してたんで すけども。
1:16:47	今のご説明ですと、それありませんということでしたので、
1:16:55	9月処理場さんの二重マル。倉橋。
1:17:01	パーク問題については、一定の理解ができたというふうに感じております。
1:17:10	土肥馬場でしょうか。
1:17:20	規制庁の荒川ですが、
1:17:24	今日いただいたその資料なんですけれども、
1:17:28	これはヒアリング資料。
1:17:30	鑑水になるんですね。
1:17:32	はいはいはいはい。
1:17:35	ちょっと思ったのですね、このマスクしてる場所があるんですけども。
1:17:42	これは何か、どういう観点でマスク、
1:17:47	ていうのは何か書かなくていいんですかね。
1:17:51	さらにただ、
1:17:54	見てるとPPっぽい。
1:17:56	かなと思ってんですけど、観点で、マスクしてるように見えるんですけど、あ とは判子の部分があるから判子はちょっと違うかと思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:08	何かそういう。
1:18:11	作ってるところは何でか。
1:18:15	平田になった方がいいかなと。
1:18:20	見ますし、
1:18:22	要は外向けに待つとするのはいいんですけど、
1:18:28	我々その審査官が見る資料自体もマスクされてるっていうのは、若干、
1:18:36	ありなのかな、どうなのかなっていう、思うんですけども。
1:18:57	原子力の横堀です。おっしゃる通り申し訳ございません今日の資料をですね、画面共有しながら使うものですので、マスクなしのもので、
1:19:08	説明すればよかったんで失礼いたしました。一応、
1:19:11	処理場としましてこれまでですね、公開版と非公開版ということで、分けてですね両方提出をさせていただいております、公開版の方はマスクをしたもので、非公開版については、核物質管理。
1:19:27	D情報、そういった部分のことをですね、表紙と、それから該当するページのところですね、記載をしてですね、そういったもので分けをして、
1:19:38	提出をさせていただいているということになってございます。わかりました。司法書士次やっていただければと思います。
1:19:51	適正な取材です今のマスクの件なんですけども、こちらの資料は、マスクされてる資料はヒアリングの資料としてホームページ上にこのPDFを、
1:20:07	掲載することになるんですけども。
1:20:10	その際に、やっぱり
1:20:13	ワースマスクの理由というのは必ず確認を受けることになってるので、アンカーを申しましたように半島の部分、例えば図面に関するところは、
1:20:27	多分入口とか非常口とか、その辺がマスク情報なのかなと思うんですけども。
1:20:37	あと、例えば 145 ページだと、
1:20:41	中身が触れないようにしていただきますとしていただきたいんですけど 145 ページのところはどういう理由になるんでしょうか。
1:21:06	院長は、
1:21:10	原子力機構ヨコボリです 145 ページですね設計書あ、
1:21:16	こちらがですねPP。
1:21:18	施設のですね、壁厚数ですね、そういったものの。
1:21:23	を記載したところになってますので、須崎委員がですねはい、わかりました。
1:21:29	ちょっとですね、増井は二つぐらいの分類かなと思ったんですけどもちょっと後でおっさん経由で教えていただけますでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:41	はい。承知いたしました。理由ですね。はい。スキームの理由ですね。はい。承知いたしました。はい。ご説明させていただきます。はい。よろしくお願いいたしますします。
1:21:55	あとはいかがでしょうか。
1:21:57	これは審査会後でまた説明すること。
1:22:02	とになるんですかね、こちらで確認したってことです。
1:22:05	前は、
1:22:06	中的にまず確認して、もしあれば、審査会合、今のところ、問題点がなければ、こちらで、
1:22:20	で大丈夫でしたって言います。はい。
1:22:22	わかりました。
1:22:26	はい。
1:22:29	この辺はとりあえず、はい。
1:22:32	あと、浅香伊井の人が話題変わりますけど、社会の指導の件でちょっとご説明をお願いいたします。
1:22:50	はい。原子力機構ヨコボリです。それでは、今画面の共有させていただきましたけれども、
1:22:58	こちらの資料でちょっとご説明をさせていただきますまず経緯の方なんですけれども。
1:23:03	令和9年7月4日の第2回の審査会合におきまして、我々の説明にその点を第3編で申請しております圧力逃がし機構ですね、こちらについて、旧基準規則等、現行の新規制基準の技術基準規則ですね。
1:23:20	で、要求事項が変わっていない、いいのに、なぜこのタイミングでの申請となったのかっていうことで、ご質問をいただきました。
1:23:29	そのあとにですね、7月3日の原子力機構と大嶋管理官との面談においてですね。
1:23:40	管理課の方から本件については申請も0になるというふうを考えてますというようなご指摘をちょっといただいているというものになってございます。こちらについては私、審査会合で説明と質疑対応させていただきましたけれども、
1:23:56	私の説明がですね、この質問に対する質問回答ですね、そこがですねちょっと正確に回答しきれなかった部分がございます、
1:24:06	ちょっと申し訳ありませんでした。今回そういったところを少し詳細にですね、今回の経緯も含めてご説明をさせていただきたいと思います。
1:24:17	まずですね処理場の設工認その9の三瓶において申請しております圧力逃し機構、こちらはですね、平成14年に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:25	この金属設備の商業用設備を設ける減容処理棟という建屋がございますけども、そちらの竣工時からですね、圧力逃し機構を設けているものでございます。
1:24:36	圧力逃がし機構の設置の目的に関しましては、それぞれ溶融炉焼却炉をそれぞれの炉内で、
1:24:45	異常に圧力が上昇した場合に、圧力を逃がすために設けているというものでございますけども、先ほどニジュウマル案件でもご説明しましたけれども、その前段としまして、この期間に書いてある、インターロック機能炉内の負圧が 98 パスカルで、
1:25:01	加熱が止まったり、廃棄物の供給を停止するようなそういったインターロックが設けられております。
1:25:08	設備の設計上ですね、炉内で以上の圧力の上昇が発生した場合ですね、まずはこのインターロックが先に作動しまして加熱を軽視することで、
1:25:18	事象自体は沈静化に向かいます。溶融設備でもですね。
1:25:23	結果を提出することで、もう固化が始まる。要は溶けた金属も固まっていだけになりますし、冷えていくというだけなので、そういった沈静化に向かいます。
1:25:35	このためですね、施設の竣工前の設工認設置当時野瀬しゅんせつ公認ですけども、においては主要な設備も当然溶融炉とか背景の除じん装置、閉じ込めにかかるような機器ですね。
1:25:48	そういったものに加えてまして上記のこのインターロック機能については申請をしているというものでございます。
1:25:55	一方でですね圧力逃し機構に関しましては、旧基準旧の技術基準規則においてですね、下の表 1 の通りですね。
1:26:04	第 7 条、材料構造当時はですね、構造等のところの、
1:26:09	2 項のところですね。
1:26:13	原子炉施設には、原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器に作用する圧力の過度の上昇、これを適切に防止する性能を有する。
1:26:23	逃がし弁ですとか安全弁、そういったものが必要な箇所に設けなければならないと。
1:26:28	いうふうな、
1:26:29	要求事項となっております。
1:26:32	当時ですね、原子炉設置変更許可書においては、現行のようにですね安全機能の重要度に応じた分類がなくですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:40	ないことから我々の施設がですねこの安全を確保する上で重要な機器、というのがこの溶融設備がそれに該当するかどうかというところが証券となりました、
1:26:51	当時の科学技術庁になりますけども、そことですね、協議をした上でですね、これらの設備については、
1:26:59	その原子炉施設の安全を確保する重要な機器に該当しないということで、
1:27:05	申請範囲外として設工認申請を当時行って認可を取得しているというものでございます。
1:27:13	当時の設工認のですね、一部抜粋ですけども添付として別添として、
1:27:21	4 ページ 5 ページにそれぞれちょっと系統図をつけておりますこれは当時の設工認の抜粋になりますけども。
1:27:28	この申請範囲の中で圧力逃し機構というのはしっかり系統も含めて記載はしておりますが、源泉ですね、ここは協議の結果、申請の範囲外だということとなりましたので、
1:27:40	このような形ピンクの塗りつぶしのところになりますけども、こちらは申請範囲外。
1:27:47	ということで重要な機器に該当しないためここは申請の範囲外だということで、当時は申請をしていなかったというものになってございます。
1:27:56	一方でページ、2 ページに戻りますけれども、
1:28:00	ですね新規制基準対応におきましては、
1:28:04	旧基準の 7 条第 2 項先ほどご説明した同様の要求がですね、第 13 条の安全弁等ということで明確化されております。
1:28:14	かつですね、この記載がですね、
1:28:18	その安全機能の重要度に応じて、これこれを設けるということで、
1:28:24	そこのですね、ことが求められているということになります。で、新規制基準対応の許可の段の中で、安全施設としてですね、安全機能の重要度分類が明確化されまして、
1:28:36	圧力逃がし機構を設ける圧力逃がし機構もそうなんですけども、それもそうですし、溶融設備関係も、クラス 3NSI に該当するというふうに整理をしておりますので、
1:28:48	今回、その重要度に応じてという観点からですね、クラス 3 に分類しておりますので、今回は適合するというふうな判断をしまして、設工認その 9 において申請を行っているというものでございます。
1:29:03	以上が今回の経緯の説明となります。
1:29:09	はい。積極的にありがとうございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:19	この
1:29:21	科学技術庁さんと協議したってということですけども、これは何か議事録とかなんかそういうのが、何か残ってたりとかするんでしょうか。
1:29:32	西塚ヨコボリですけども、と申し上げますこの議事録とかはですねちょっと残ってなくてですねただ当時の担当していたものとかですね、そういった機構側のもんですけども。
1:29:44	ヒアリング等でこの当時の状況を確認させていただいたりした中で、旧基準規則の断行を時というのは、
1:29:55	現行のように先ほど言った通り、安全機能の重要度とかですねそういった分類がなくてですね、技術基準も、炉の要求原子炉の要求は明確にもちろんなってるんですけども我々のような処理場のような、
1:30:08	附属施設に対しては、どこが適合するのかっていうようなところを、その都度ですね、科学技術庁の担当の方とですね、行政相談なり、協議を行う。
1:30:21	決めていたというようなことで、お話を伺っております。
1:30:27	なので議事録とかちょっと残ってないんですけどもそういったことで、このような記載をしております。
1:30:34	はい、ありがとうございます。
1:30:36	この資料の9月5日付けていただけてますけれども、
1:30:43	これはもう、石井。
1:30:45	大体資料の一部としていただいたということになるんでしょうか。
1:30:52	はい。元助教横堀です。こちらですね審査会合の中では質疑対応という形では、の回答という形にさせていただけるのであれば会合資料としてご説明させていただければと思います。
1:31:07	審査会合のときにちょっと私もここまで木曾さんの説明をせずに終わってしまいましたし、
1:31:14	会合のですね、ラップアップの面談の際にもこちらはコメントリストにはちょっと記載をしておりますでしたのでちょっとどのようにしたらいいかなというふうに思ってたんですけども。
1:31:27	会合の場でも、面談のですねコメントリストに追記をしましてご説明することが、
1:31:35	可能であればそのようにさせていただければというふうに思います。
1:31:38	規制と取材ですけども。
1:31:40	前の議事録は言われてますでしょうか。
1:31:47	公式のやつですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:54	土岐規制庁殿で作られ、出されている議事録でしょ。そうですね。ホームページに掲載されている審査会合のところに、はい。はい。はい。
1:32:04	それが公式な記録としてだから、なさっていて公開されていて、
1:32:10	その内容をやっぱり変えたいっていうか上書きというか、したいということだと、何らかの発言を審査会合ないですする必要がありますと思うんですけども。
1:32:23	それ、必要性をどれくらい感じられてるかによると思いますけれどもいかがでしょう。
1:32:31	また審査の観点でいうと、
1:32:36	そんな、そんな、そんなに上書きすることが重要。むしろだから、目の前の審査をすることが重要なので、過去の話、
1:32:46	あんまりするところはそんなに強い審査上は強い意味がないかなとは思いますがどうでしょうか。
1:32:54	はい。原子力機構ヨコボリです。そこはですね、我々としては、もう今日ご説明させていただいた趣旨は、
1:33:04	うちの方からも回答させていただいておりますけれども、管理官の言葉と我々として非常に重く受けとめておまして、私もですね、説明不足のところを非常に反省をしているところなんですけども。
1:33:17	その管理課に正しい情報をインプットをもう1回させていただきたいということでの資料になってございますので、その部分が
1:33:30	クリアになればということですね、そこでできれば会合ということじゃなくても、我々としてもいいかなというふうには考えております。
1:33:40	ありました。何か浅香出田なら何か。
1:33:44	またいくつかの阪井の機械に対しては、いつ来一番、むしろベストだしないかなと思うんですけども、そういう機会はない、ないんですかね。
1:33:55	提言書機構ヨコボリです。はい。承知ちょっと安楽の方とですねちょっと相談をまたさせていただきまして、定例でされている面談がございまして、
1:34:06	そういった場で経緯をちょっと説明させていただく機会を調整するということとちょっと案カクウ本部等機構内でちょっと調整したいと思います。ありがとうございました。良いのではないかと思います。これ
1:34:19	調整日が遅くなったから日なんか審査に影響が出てくるとかそういうことは全くないと思います。
1:34:28	拝承しましてありがとうございます。
1:34:33	ほかに規制庁がわからない。
1:34:37	規制庁の荒川ですけども、今ご説明があつて、安全面の話なんですけどね、説明の中でクラス3であるということなんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:48	全体に合った空港については、これはクラスはどうなっているのでしょうか。
1:35:01	原子力申し訳ありませんちょっと音声飛び飛びになってしまいましたので、恐縮ですもう一度お願いできますでしょうか。業界であります方等、安全弁については、
1:35:12	クラス 3 という説明があったんですけども、その前に、安全機能として、
1:35:20	持っていたですね、インターロック、これはクラスは何になるのでしょうか。
1:35:35	原子力ヨコボリですけども、インターロックに関しましても、許可上ですねクラス 3 に該当する。
1:35:46	と整理をかけております。
1:35:55	わかりました。
1:35:59	わかりました。
1:36:02	同レベルなんだ。ふうん。
1:36:17	続いて荒川なんですけど、何となく工事、平成 14 年当時ですね。
1:36:24	インターロックが作動すれば、
1:36:27	事象は収束すると。
1:36:31	ここだけ一生懸命、
1:36:33	確保すればですね、安全弁なんで、いらないんだ。
1:36:38	基本的には、自主でつけるもんだから、
1:36:43	安全面はですね、の申請は以外というふうに整理したのかなあとあったんですけど。
1:36:52	今回は同クラス。
1:36:55	になってしまって、両方、安全機能として必要だっていう、整理。
1:37:03	そのように見えるんですけど。
1:37:06	その点はいかがでしょうか。
1:37:20	はい。原子力機構ヨコボリです今おっしゃられた通りですねインターロックが当然作動すればですね我々のようなやりとりの処理場の施設に関しての処理に、
1:37:32	関しましては、
1:37:34	やや加熱が停止すればですね、自然と冷却されて鎮静化していくっていうものになりますので、
1:37:41	そこの部分等この圧力逃がし弁が同列かというんですね、
1:37:48	そこの部分は確におっしゃる通りかと思えますただ我々としても、今日か一上ですね、これ許可の段階ですけども、圧力逃し機構をというものをですね、クラス 3 に分類分けをしてございまして、
1:38:04	今回許可整合の観点で、適合条項を整備する中で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:10	やはり安全機能の重要度に応じてというようにところを解釈として、
1:38:16	分類しているということで今回こちらを申請しているというような経緯になってございます。
1:38:23	はい、ありがとうございます。もう許可の中で議論がされてですね。
1:38:30	両方、安全機能として、クラさんだけ必要だっということ整理がされてるんであれば、そこは設工認でもしっかりと登録をしていただいでですね。
1:38:42	記載の、
1:38:46	ていうのは、クラス3なので、ほどほどにっていう感じはしますけれども。
1:38:52	はい。承知いたしましたありがとうございます。
1:39:05	はい、次長側から他に何かございますでしょうか。
1:39:14	地方側から何かございますでしょうか。
1:39:18	はい。原子力機構ヨコボリです。
1:39:21	江藤 227-1 ですね、第五条の杭関係のところですね、こちらについてはちょっと別途資料で、すみません、添付漏れが生じておりましたので、別途そちらは、
1:39:36	修正をかけて送付をさせていただきたいと思います。ちょっと口頭になりますけども先ほど幸許可すいません。許容がですね 134%本の施設については、
1:39:49	実際の軸力に関しても、122. %本ということで、許容を下回っているということを確認しております。そういったことが読めるですね。
1:40:00	過去の設工認の資料を改めてちょっと追加をさせていただいて、別途送付をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。
1:40:13	えっと規制とシブヤですけど、あとですね、例の別表 123 なんですけども。
1:40:21	時間がかかるようだったら、もう第三課委員の会合そセット始めて、4 回までに受け鳥居でもいいんじゃないかという声がちらほら。
1:40:34	規制庁側では出てきてるんですけどもちょっと状況を教えていただけますでしょうか。
1:40:42	はい原子力機構ヨコボリです。こちらにつきましては、我々の方でご記載ちょっとありまし大変申し訳ありませんでした。今の不適合管理等、是正処置の方で是正処置の方で、いろいろ体制の見直しであったりとか、
1:40:56	ふまもろもろ、是正処置を行ってござりましてそちらの、
1:41:02	計画に基づいてですね、新たな体制また新たな是正書を踏まえた形で、再度ですねちょっと最終のチェックですとか、
1:41:13	またこれまでの審査会合を踏まえてすでに第 11 条とかですね、少し見直しを図ったりっていうところを追加になったりとかですねそういったところも整理をかけておりますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:24	もしよろしければ第四課のですね、審査会合のときに、ご説明を正確なものを させていただくということで、
1:41:33	第3回は、4点と10件について、セットいただくまた2回審査会合のですね、 たくさんちょっとコメントいただいておりますので、
1:41:44	そちらの回答ということで、セッティングをいただけるとありがたいです。
1:41:49	はい、規制庁で承知いたしました。
1:41:53	その溢水かさ農御説明ですけれども、また、あまり間を空けずに、ヒアリングを行 いたいですけれども、今考えてるのが1、3日の。
1:42:06	後でお願いできればと思っておりますけれども。
1:42:10	13日の5項は行ってらっしゃいますでしょうか。
1:42:16	はい、原子力機構ヨコボリですけれども、3日の午後で問題ありません。対応可 能です。
1:42:21	はい、わかりました。では、2時間ほどの枠を設定してご連絡いたしますので、 よろしくお願いいたします。
1:42:31	はい、承知いたしましたよろしくお願いいたします。
1:42:34	ほかに規制庁側から何かございますでしょうか。
1:42:38	学校側から何かございますでしょうか。
1:42:45	えと減少機構、横堀ですけれどもこちらから特に追加はございません。はい。で はこれでヒアリングを終了いたします。お疲れ様

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。